

議案第7号

亀山市手数料条例の一部改正について

亀山市手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年2月23日提出

亀山市長 櫻井 義之

別紙

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例（平成17年亀山市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項中「530,000円」を「570,000円」に、「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に、「5,750,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表の15の項中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を

「1,090,000円」に、「1,600,000円」を
「1,660,000円」に、「1,820,000円」を
「1,900,000円」に、「2,030,000円」を
「2,120,000円」に、「490,000円」を
「530,000円」に、「630,000円」を「680,000
円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、
「1,310,000円」を「1,410,000円」に、
「1,720,000円」を「1,780,000円」に、
「3,320,000円」を「3,430,000円」に、
「4,060,000円」を「4,190,000円」に、
「4,650,000円」を「4,800,000円」に、
「9,100,000円」を「9,320,000円」に、
「12,400,000円」を「12,600,000円」に、
「17,000,000円」を「17,300,000円」に改
め、同表の17の項中「310,000円」を「320,000
円」に、「430,000円」を「460,000円」に、
「720,000円」を「750,000円」に、「960,000
円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」
を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を
「3,150,000円」に、「3,620,000円」を
「3,870,000円」に、「4,170,000円」を
「4,460,000円」に、「2,660,000円」を
「2,690,000円」に、「3,190,000円」を
「3,230,000円」に、「4,790,000円」を
「4,830,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。